

医政安発 0123 第 2 号  
令和 8 年 1 月 23 日

別記関係団体の長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課  
医療安全推進・医務指導室長  
( 公 印 省 略 )

「医療対話推進者の業務指針及び養成のための研修プログラム作成指針  
—説明と対話の文化の醸成のために—」の改定について

標記について、別添のとおり、各都道府県衛生主管部（局）長宛に通知しましたのでお知らせします。貴会会員施設におかれましても御了知いただくとともに、医療対話推進者を養成する団体等においては、研修プログラムの内容を改めて見直すよう、お願い申し上げます。

別記

国家公務員共済組合連合会	一般社団法人国立大学病院長会議
独立行政法人 地域医療機能推進機構	健康保険組合連合会
社会福祉法人恩賜財団済生会	公益社団法人日本歯科衛生士会
社会福祉法人北海道社会事業協会	公益社団法人日本歯科技工士会
公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会	一般社団法人日本病院薬剤師会
公益社団法人全国自治体病院協議会	公益社団法人日本診療放射線技師会
公益社団法人全日本病院協会	一般社団法人日本臨床衛生検査技師会
一般社団法人地方公務員共済組合協議会	公益社団法人日本臨床工学技士会
公益社団法人日本医師会	公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会
一般社団法人日本医療法人協会	一般社団法人日本精神科看護協会
公益社団法人日本看護協会	防衛省人事教育局
公益社団法人日本歯科医師会	国立研究開発法人国立がん研究センター
一般社団法人日本私立医科大学協会	国立研究開発法人国立循環器病研究センター
公益社団法人日本精神科病院協会	国立健康危機管理研究機構
一般社団法人日本病院会	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
日本病院団体協議会	国立研究開発法人国立成育医療研究センター
公益社団法人日本薬剤師会	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
全国厚生農業協同組合連合会	宮内庁長官官房秘書課
日本赤十字社	法務省矯正局
独立行政法人労働者健康安全機構	一般社団法人全国医学部長病院長会議
独立行政法人国立病院機構	一般社団法人全国公私病院連盟
一般社団法人日本慢性期医療協会	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構



医政安発 0123 第 1 号  
令和 8 年 1 月 23 日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課  
医療安全推進・医務指導室長  
( 公印省略 )

「医療対話推進者の業務指針及び養成のための研修プログラム作成指針  
—説明と対話の文化の醸成のために—」の改定について

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

医療対話推進者の業務及びそれらを担うことになる者を養成する医療関係団体等が主催する研修の内容に関しては、「「医療対話推進者の業務指針及び養成のための研修プログラム作成指針—説明と対話の文化の醸成のために—」の送付について」（平成 25 年 1 月 10 日付け医政総発 0110 第 2 号厚生労働省医政局総務課長通知。以下「平成 25 年通知」という。）により留意点を示してきたところです。

今般、平成 25 年通知で示した「医療対話推進者の業務指針及び養成のための研修プログラム作成指針—説明と対話の文化の醸成のために—」における課題点を抽出し改訂を行うため、厚生労働科学研究「医療対話推進者の質向上と医療機関内の医療安全管理部門との連携に向けての研究」（研究代表者：中京大学法務研究所稻葉一人）を実施し、「医療対話推進者の業務指針及び養成のための研修プログラム作成指針—説明と対話の文化の醸成のために—」（令和 8 年改定版）（以下「指針改定版」という。）が作成されましたので別添 1 のとおりお知らせします。

貴職におかれではこれを御了知いただくとともに、別添 2 の新旧対照表を参考に指針改定版を御確認の上、医療対話推進者の業務を改めて見直す、貴官下医療機関等に周知方お願いします。